

給水装置工事の指定給水装置工事業者の事業の廃止

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定により、次の指定給水装置工事業者から事業を廃止した旨届出があったので、千葉県企業局指定給水装置工事業者規程第4条第4号の規定により公示する。

公示日: 令和3年12月15日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		廃止年月日
				名称	所在地	
第1699号	パナソニックコンシューマーマーケティング株式会社	大阪府大阪市中央区城見二丁目1番61号	宮地 晋治	(申請者名称に同じ)CS社 首都圏社 千葉サービスセンター	千葉市中央区末広五丁目9番5号	令和3年10月1日
				(申請者名称に同じ)CS社 首都圏社 鎌ヶ谷サービスセンター	鎌ヶ谷市くぬぎ山四丁目9番14号	